

令和7年度 旭川市青少年平和大使募集要項

1 目的

この事業は、戦争経験のない子どもたちを「平和大使」として任命し、被爆地である長崎市に派遣し、全国から集まった同世代の仲間とともに平和学習（原爆資料館や被爆建造物の見学、被爆体験講話の聴講、平和祈念式典への参列等）することにより、戦争の悲惨さや平和の尊さについての理解を深め、また、その学習成果や平和の大切さについて、派遣終了後には派遣報告会を行うほか、報告パネルの作成・展示を行い、広く市民に発信することによって、平和に対する意識を高めることを目的とする。

2 概要

（1）平和大使について

- | | |
|----------|---------------------------|
| (ア) 任命期間 | 令和7年6月中旬から令和8年3月31日まで |
| (イ) 人数 | 若干名（応募者多数の場合には作文にて選考） |
| (ウ) 参加費用 | 長崎市への派遣にかかる費用については市が負担する。 |

（2）平和大使の事業内容

- | |
|--|
| (ア) 長崎市への派遣に先立ち、事前学習会を行い、見識を深める。 |
| (イ) 長崎市にて、現地での自主学習のほか、青少年ピースフォーラムに参加し、フィールドワーク、グループワークを行う。 |
| (ウ) 派遣終了後、事後学習会を行った後、派遣報告会を行う。 |
| (エ) 平和学習の成果発表等を各自で行い、活動成果について、成果報告会を行う。 |

3 主なスケジュール（当課にて主導して行うもの）

説明会及び第1回事前学習会	7月下旬 ※保護者同伴のこと
第2回事前学習会	8月上旬
長崎市への派遣	8月7日（木）～8月10日（日）
事後学習会（2回）	8月中旬、9月上旬
派遣報告会	9月下旬
成果報告会	3月中旬

4 応募資格

以下の全てを満たす者を対象とする。

- (1) 市内の中学校に在籍していること。
- (2) 事業の目的を理解していること。
- (3) 保護者の同意が得られていること。
- (4) 事業の全日程に参加できること。

5 応募方法

申込フォームに必要事項を入力した後、申込書（様式第1号）に必要事項及び作文を記入し、応募先まで持参又は郵送で提出すること。（申込書・作文用紙をスキャンしたものを、申込フォームに添付することでも可とする）

郵送の場合は、応募締切日必着とする。

6 選考方法及び結果通知

平和大使としての活動への意欲などを観点に、作文による選考を行う。

選考結果については、後日（6月上旬～中旬）郵送により応募者全員へ通知する。

7 応募締切日

令和7年5月16日（金） ※郵送の場合は必着とする

8 その他及び注意事項

- (1) 過去に任命経験のある者は選考対象外とする。
- (2) 引率者として、旭川市職員が1名同行する。
- (3) 提出された参加申込書は返却しないこととする。
- (4) 本事業は、自然災害や感染症の流行などにより安全が確保できないおそれがあるときは、スケジュールを変更又は中止する場合がある。
- (5) 提出された作文、事業実施期間中に撮影した写真及び平和大使の学校名・学年・名前は、本事業の実施報告、宣伝用チラシ・ポスター、ホームページ、旭川市の広報等において使用するほか、報道機関に情報提供する場合がある。

【応募・問合せ先】

〒070-8525

旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎3階

旭川市市民生活部地域活動推進課

電話 0166-25-6012（直通）

受付時間 午前8時45分～午後5時15分

（土日祝日を除く。）